

○山形県警察組織の細目に関する訓令

平成14年3月8日

本部訓令第2号

改正 平成14年6月28日本部訓令第16号
平成15年3月7日本部訓令第3号
平成15年10月24日本部訓令第17号
平成16年3月19日本部訓令第8号
平成17年3月18日本部訓令第2号
平成17年4月28日本部訓令第14号
平成17年7月1日本部訓令第17号
平成18年3月17日本部訓令第6号
平成19年3月9日本部訓令第6号
平成20年3月18日本部訓令第7号
平成21年3月17日本部訓令第6号
平成22年3月23日本部訓令第7号
平成22年9月27日本部訓令第18号
平成23年3月11日本部訓令第2号
平成23年7月19日本部訓令第6号
平成24年3月16日本部訓令第3号
平成25年3月15日本部訓令第4号
平成26年3月14日本部訓令第3号
平成26年11月7日本部訓令第18号
平成27年3月6日本部訓令第5号
平成28年3月15日本部訓令第3号
平成29年3月14日本部訓令第3号
平成29年9月12日本部訓令第14号
平成30年3月13日本部訓令第6号
平成31年3月5日本部訓令第2号
令和2年3月10日本部訓令第1号
令和3年3月9日本部訓令第1号
令和4年3月8日本部訓令第2号

令和4年9月20日本部訓令第17号

令和5年3月3日本部訓令第5号

注 平成24年3月から改正経過を注記した。

山形県警察の組織に関する訓令（昭和55年3月本部訓令第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）第41条第3項、第47条第2項、第52条第2項及び第58条の規定に基づき、山形県警察組織の細目に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織機構及び職制に関する特例）

第2条 この訓令に定めるもののほか、運用上別段の措置を必要とする組織機構及び職制については、別に定めるところによる。

（内部組織の細目）

第3条 地域課鉄道警察隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に置く方面隊及び分駐隊は、別表第1に定めるとおりとする。

2 警察本部の課、研究所及び隊（以下「課等」という。）並びに附置機関、方面隊及び分駐隊に置く係及び小隊は、別表第2に定めるとおりとする。

3 警察学校に置く係は、別表第3に定めるとおりとする。

4 警察署に置く課及び係は、別表第4に定めるとおりとする。

5 署所在地を置く警察署は、別表第5に定めるとおりとする。

（一部改正〔平成24年本部訓令3号〕）

（主管の決定）

第4条 主管の明らかでない事務に関する主管の決定は、警察本部の各部においては当該部の長が、各部、警察学校及び各警察署間においては警察本部長が行う。

（交番等の所管区）

第5条 交番、駐在所及び署所在地の所管区は、警察署長が、警察本部長の承認を得て定めるものとする。

（臨時交番等）

第6条 警察署長は、必要があると認めるときは、警察本部長の承認を得て、臨時に、交番、駐在所、警備派出所又は検問所を設置することができる。ただし、その設置期間が10日以内のときは、警察本部長の承認を要しない。

（担当の指定）

第7条 別表第6に掲げる職に割り当てる事務は、1又は2以上の係の上に置く担当を指定することにより決定するものとする。ただし、これにより難いときその他業務運営上特別の事務を割り当てる必要があるときは、この限りでない。

(主任等の名称)

第8条 小隊に置かれる主任又は係員たる警察官は、主任にあつては分隊長、係員にあつては隊員の名称を職名として用いるものとする。

2 主任又は係員たる警察官以外の職員は、別表第7に定める名称を職名として用いるものとする。

(施設の名称)

第9条 運転免許課の施設については、山形県総合交通安全センターの名称を用いるものとする。

2 機動捜査隊、交通機動隊及び機動隊が共同で使用する施設については、山形県警察三隊合同庁舎の名称を用いるものとする。

(一部改正〔平成26年本部訓令3号〕)

(組織等の管理)

第10条 課等の長、警察学校長及び警察署長(以下「所属長」という。)は、所属組織内における所掌事務の配分、係の分掌事務の明細、人員配置、組織系統その他の所属組織の運営に関し必要な事項を管理し、もって警察事務の適正かつ能率的な運営を図らなければならない。

2 所属長は、前項の規定による所属組織の運営の管理に関し必要な事項を記載した事務分掌表を作成し、これを警察本部長に提出しなければならない。

(組織等の変更)

第11条 警察本部の部長及び所属長は、組織又は職の新設、改廃等を必要と認めるときは、その理由及び内容を記載した書類に關係資料を添えて警察本部長に上申しなければならない。

(細則)

第12条 この訓令の運用のため必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成14年3月12日から施行する。ただし、別表第2会計課の項、捜査第一課の項、捜査第二課の項及び交通指導課の項並びに別表第4山形警察署交通第一課の項、山形警察署交通第二課の項及び酒田警察署鶴岡警察署米沢警察署新庄警察署交通課の項

に関する部分並びに別表第7技術吏員の項中主任保健師及び保健師に関する部分については、平成14年3月15日から施行する。

2 平成14年3月12日において、この訓令による改正前の第8条及び第17条の規定により現に置かれた会計課、捜査第一課、捜査第二課、交通指導課、山形警察署交通第一課、山形警察署交通第二課、酒田警察署交通課、鶴岡警察署交通課、米沢警察署交通課及び新庄警察署交通課の係については、前項ただし書きに規定する施行の日の前日までの間、なお従前の例による。

3 平成14年3月12日において、現に主任保健婦及び保健婦の職にある者の職名は、第1項ただし書きに規定する施行の日の前日までの間、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年10月27日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年3月24日から施行する。ただし、別表第2暴力団対策課の項及び警備第二課の項の改正規定並びに別表第4の改正規定(山形警察署の項及び酒田警察署鶴岡警察署米沢警察署新庄警察署の項中「暴力団対策係」を「組織犯罪対策係」に改める部分に限る。)は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第4山形警察署の項中「、盗犯係、手口係」を削る部分及び刑事第三課の項に関する部分については、平成17年3月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年5月1日から施行する。

2～6 一略一

附 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中監察課に関する部分は、平成18年3月24日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年3月15日から施行する。ただし、別表第2生活安全企画課の項ストーカー対策室の項の改正規定、同表刑事企画課の項の改正規定（「刑事特別捜査係」を削る部分に限る。）、同表捜査第二課の項の改正規定、別表第4の改正規定及び別表第5の改正規定は同月20日から、第8条第2項及び第3項並びに別表第7並びに別表第8の改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第2捜査第二課の項の改正規定中「知能犯特捜係」を「知能犯特捜係、知能犯特捜庄内係」に改める部分及び別表第4山形警察署の項の改正規定は、同年3月24日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（「

公安委員会補佐室	公安委員会補佐係
----------	----------

」を「

公安委員会補佐室	公安委員会補佐係
取調べ監督室	取調べ監督係

」に改める部分、「

犯罪被害者対策室	犯罪被害者対策係
----------	----------

」を「

犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援係
----------	----------

」に改める部分に限る。）、同表生活安全企画課の項及び交通指導課の項の改正規定並びに別表第4の改正規定は、平成21年3月24日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年3月24日から施行する。ただし、第3条第1項及び別表第1の改正規定並びに別表第2自動車警ら隊の項及び機動捜査隊の項の改正規定並びに別表第4及び別表第6の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表2自動車警ら隊の項及び交通企画課の項の改正規定は、平成23年3月22日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年3月22日から施行する。ただし、別表第2警務課の項、自動車警ら隊の項、機動捜査隊の項、交通機動隊の項及び機動隊の項の改正規定並びに別表第4の改正規定（山形警察署の項の改正規定中「街頭犯罪対策係」を「犯罪抑止対策係」に改める部分及び「

酒田警察署
鶴岡警察署
米沢警察署

」を「

鶴岡警察署
酒田警察署
米沢警察署

」に改める部分を除く。）は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月7日本部訓令第18号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成27年3月6日本部訓令第5号）

この訓令は、平成27年3月16日から施行する。ただし、第1条の規定（別表第2警務課の項、捜査第一課の項、捜査第二課の項、組織犯罪対策課の項、鑑識課の項、機動捜査隊の項、交通機動隊の項及び機動隊の項の改正規定に限る。）及び第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日本部訓令第3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年3月18日から施行する。

附 則（平成29年3月14日本部訓令第3号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第6の改正規定は、同年3

月21日から施行する。

附 則（平成29年9月12日本部訓令第14号）

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月13日本部訓令第6号）

この訓令は、平成30年3月20日から施行する。ただし、別表第2地域課の項、生活環境課の項及び運転免許課の項の改正規定並びに別表第4の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月5日本部訓令第2号）

この訓令は、平成31年3月15日から施行する。ただし、「

生活環境課	総括係、事件指導係、生活環境特捜係
サイバー犯罪対策室	サイバー犯罪対策係、サイバー犯罪特捜係、解析係

」を「

生活環境課	総括係、事件指導係、生活環境特捜係
サイバー犯罪対策課	総括係、サイバー犯罪対策係、サイバー犯罪特捜係、解析係

」に改める部分は、同年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月10日本部訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月9日本部訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月8日本部訓令第2号）

この訓令は、令和4年3月22日から施行する。

附 則（令和4年9月20日本部訓令第17号）

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日本部訓令第5号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第2警備第二課の部の改正部分は、同年3月17日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（全部改正〔平成24年本部訓令3号〕、一部改正〔平成29年本部訓令14号・令和4年17号〕）

区分	方面隊・分駐隊名
----	----------

地域課鉄道警察隊	山形方面隊、酒田方面隊
機動捜査隊	中央方面隊、庄内方面隊
交通機動隊	庄内分駐隊
高速道路交通警察隊	新庄分駐隊、鶴岡分駐隊、米沢分駐隊
機動隊	庄内分駐隊

別表第2（第3条関係）

（一部改正〔平成24年本部訓令3号・25年4号・26年3号・18号・27年5号・28年3号・29年3号・14号・30年6号・31年2号・令和2年1号・3年1号・4年2号・17号・5年5号〕）

課等名	係名
総務企画課	総務係、総務企画係
公安委員会補佐室	公安委員会補佐係
取調べ監督室	取調べ監督係
広報相談課	広報広聴係、情報公開係
警察安全相談室	警察安全相談係
犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援係
音楽隊	
留置管理課	留置管理係、護送係
会計課	予算係、調度係、出納係
監査室	監査係
施設装備課	企画係、施設係、装備係
警務課	人事係、給与係、企画係、デジタル化推進係
警務部総括室	総括係
人材育成課	企画係、実務指導係、術科指導係
監察課	表彰係、監察係、訟務係
厚生課	福利厚生係、健康管理係、共済係

情報管理課	企画指導係、開発運用係	
照会センター	照会係	
生活安全企画課	企画係、犯罪抑止対策係、許可認定係	
生活安全部総括室	総括係	
地域課	企画係、指導係	
鉄道警察隊	山形方面隊	警ら係
	酒田方面隊	警ら係
通信指令課	企画係、通信指令係	
人身安全少年課	人身安全関連事案対策係、少年企画係、少年保護対策係	
少年サポートセンター	少年補導係、少年補導村山係、少年補導最北係、少年補導庄内係、少年補導置賜係	
生活環境課	事件指導係、生活環境特捜係	
サイバー犯罪対策課	サイバー犯罪対策係、サイバー犯罪特捜係、解析係	
刑事企画課	刑事企画係、公判対応係、手配共助係、捜査管理係、取調べ指導係、傍受指導係	
刑事部総括室	総括係	
捜査支援室	捜査支援・総合情報分析係	
捜査第一課	強行犯係、強行犯特捜係、性犯罪捜査指導係、特殊犯係、広域捜査係、盗犯係、盗犯特捜係、検視・調査係	
捜査第二課	知能犯・告訴係、知能犯特捜係、知能犯特捜庄内係、情報分析・選挙係	
組織犯罪対策課	事件指導係、犯罪収益対策係、組織犯罪特捜係、特殊詐欺捜査係、特殊詐欺特捜係、国際捜査係、暴力団対策係	
鑑識課	指導係、現場鑑識係、指紋係、写真係、足痕跡係	
機動鑑識隊	機動鑑識係	

科学捜査研究所	指導・管理係、法医係、化学係、工学係、文書係、心理係
機動捜査隊	総括係、管理係
広域機動捜査班	広域機動捜査係
中央方面隊	機動捜査係
庄内方面隊	機動捜査係
交通企画課	総括係、企画係、交通安全教育係
交通事故等分析兼交通安全 対策室	分析・統計係、交通安全対策係、講習係、安全運転相談係
交通指導課	総括係、指導取締係、交通事故事件捜査係、交通事故鑑識係
交通反則通告センター	反則通告係
交通規制課	総括係、交通規制係、安全施設係
交通管制センター	交通管制係
運転免許課	総括係、企画係、電算係、運転免許係、講習係、行政処分係、 安全運転相談係
自動車運転免許試験場	学科試験係、技能試験係、指定教習所係
交通機動隊	総括係、企画指導係、小隊
庄内分駐隊	小隊
高速道路交通警察隊	総括係、管理係、小隊
新庄分駐隊	小隊
鶴岡分駐隊	小隊
米沢分駐隊	小隊
警備第一課	総括係、企画・支援係、資料係、情報係、事件係
外事・国際テロリズム対策	情報係、事件係

室	
警備第二課	総括係、警備実施係、災害対策係
警衛・警護室	企画・指導係、情報・分析係、警衛・警護係
航空隊	管理係、飛行係、整備係
機動隊	総括係、管理係、企画・指導係、第一小隊、第二小隊
庄内分駐隊	小隊

別表第3（第3条関係）

総括係、会計係、教務指導係、術科係

別表第4（第3条関係）

（一部改正〔平成25年本部訓令4号・26年3号・27年5号・28年3号・30年6号・令和2年1号〕）

警察署名	課名	係名
山形警察署	警務課	警務係、犯罪被害者支援係、警察安全相談係
	留置管理課	留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係、犯罪抑止対策係、許可認定係、特別法犯係
	地域課	地域庶務係、自動車警ら係、指導係、地域係
	刑事第一課	刑事庶務係、強行・特殊犯係、盗犯係、鑑識係
	刑事第二課	刑事庶務係、知能犯係、組織犯罪対策係
	交通第一課	交通安全係、交通規制係、運転免許係
	交通第二課	交通指導係、交通捜査管理係、交通捜査係
	警備課	警備係
鶴岡警察署	警務課	警務係、犯罪被害者支援係、警察安全相談係
酒田警察署	留置管理課	留置管理係
米沢警察署	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係、許可認定係、特別法犯係
	地域課	地域庶務係、自動車警ら係、地域係
	刑事第一課	刑事庶務係、強行・特殊犯係、盗犯係、鑑識係

	刑事第二課	知能犯係、組織犯罪対策係
	交通課	交通安全係、交通指導係、交通捜査管理係、交通捜査係、交通規制係、運転免許係
	警備課	警備係
新庄警察署	警務課	警務係、犯罪被害者支援係、警察安全相談係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係、許可認定係、特別法犯係
	地域課	地域庶務係、自動車警ら係、地域係
	刑事課	刑事庶務係、強行・特殊犯係、盗犯係、知能犯係、組織犯罪対策係、鑑識係
	交通課	交通安全係、交通指導係、交通捜査管理係、交通捜査係、交通規制係、運転免許係
	警備課	警備係
村山警察署 寒河江警察署	警務課	警務係、犯罪被害者支援係、警察安全相談係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係
	地域課	地域係
	刑事課	捜査係、鑑識係
	交通課	交通係
	警備課	警備係
天童警察署	警務課	警務係、犯罪被害者支援係、警察安全相談係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係
	地域課	地域係
	刑事課	捜査係、組織犯罪対策係、鑑識係
	交通課	交通係
	警備課	警備係

南陽警察署 長井警察署	警務課	警務係、犯罪被害者支援係、警察安全相談係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係
	地域課	地域係
	刑事課	捜査係、鑑識係
	交通課	交通係
	警備課	警備係
上山警察署	警務課	警務係、犯罪被害者支援係、警察安全相談係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係
	地域課	地域係
	刑事課	捜査係、鑑識係
	交通課	交通係
		警備係
尾花沢警察署 庄内警察署 小国警察署		警務係、犯罪被害者支援係、警察安全相談係
	会計課	会計係
	刑事生活安全課	生活安全係、捜査係、鑑識係
	地域交通課	地域係、交通係
		警備係

別表第5（第3条関係）

尾花沢警察署 庄内警察署 小国警察署 南陽警察署

別表第6（第7条関係）

（一部改正〔平成28年本部訓令3号・29年3号・令和5年5号〕）

区分	職名
課等	管理官、主幹、副主幹、企画調整官、調査官、専門研究官、指導

	官、課長補佐、所長補佐、隊長補佐、専門員
警察学校	管理官、副主幹、企画調整官、調査官、校長補佐、専門員
警察署	管理官、副主幹、企画調整官、調査官、専門員

別表第7（第8条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令2号〕）

主任の職名	主任、主任少年補導専門官、主任保健師、主任研究員、主任機関士
係員の職名	主事、技師、少年補導専門官、保健師、研究員、機関士、主任技能員、 技能員